

江戸川区メタバース区役所構築業務委託
に係るプロポーザル実施要領

令和7年7月

江戸川区

1 目的

江戸川区（以下、「区」という）は、来庁不要の区役所の実現の一環として、現庁舎を模した「メタバース区役所」をメタバース空間内に開設し、各種相談や電子申請手続きサポートを実施する寄り添い型のサポートを実施している。

「メタバース区役所」における区民サービスの更なる向上を図るため、メタバースを活用した行政サービスにおいて高い専門性と豊富な知識及び実績を有する民間事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

2 業務概要

(1) 事業名

江戸川区メタバース区役所構築業務委託

(2) 履行期間

業務委託締結の日から令和8年3月末日まで

(3) 事業内容

別紙仕様書（案）のとおり

(4) 予算上限額

20,000,000 円（消費税 10%相当額込）

※見積額が区の示す予算上限額を上回る場合は、プロポーザル審査の対象外とする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 東京都又は江戸川区から指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 最近1年間に、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第2条第6号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (6) 過去10年間（平成27年～令和6年）に本業務と類似の業務の受託実績を有していること。

4 プロポーザルの実施手順

(1) 実施スケジュール ※応募状況により、日程を変更する場合がある。

内容	日程
募集の周知（区HPで公開）	令和7年7月22日（火）
質問受付	令和7年7月29日（火）正午まで
質問への回答（区HPで公開）	令和7年8月5日（火）予定
企画提案書の受付	令和7年8月12日（火）
一次審査（書類審査）	令和7年8月21日（木）
二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年9月1日（月）
審査結果通知	令和7年9月上旬

(2) 質疑及び回答

参加希望事業者は、令和7年7月29日（火）正午までに、本要領及び仕様に関する事項について、質問を行うことができる。その場合、電子メールにて「11担当課」あてに「質問書（様式3）」を提出し、電話で到達確認をすること。

質問に対する回答は、8月5日（火）までに区ホームページ上に公表する（ただし、質問者名は非公表とする）。

5 参加の手続き

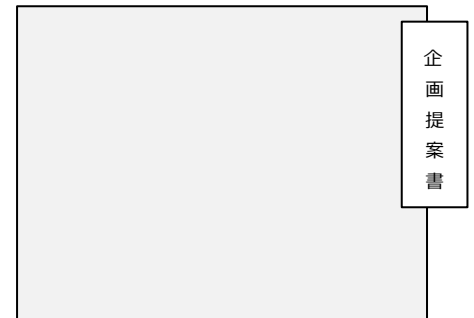
(1) 提出書類

3に定める参加資格を満たす参加希望事業者は次の書類を一括して提出すること。なお、郵送にて正本は1部提出し、副本は電子データ（DVD-R等のPCにて再生可能な電子メディアに格納した状態）にて提出すること。

提出書類	様式	部数等
① 参加申込書	様式1	正本
② 企画提案書	任意	正本、副本
③ 見積書	様式2	正本、副本（項目別に算出根拠を示した内訳書の添付）
④ 事業者概要	任意	正本、副本
⑤ 法人登記簿謄本	原本	正本（受付日前3カ月以内に発行されたもの）
⑥ 財務諸表	写し	正本（直近3年分の貸借対照表及び損益計算書の添付）
⑦ 納税証明書	原本	正本（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税を滞納していないことの証明。受付日前3カ月以内に発行されたもの。）
⑧類似の契約実績に関する書類	写し	正本、副本（他自治体等における契約書等の写し）

(2) 提出書類の留意事項

- ・ 正本：会社名・代表者の役職・氏名を記入し代表者印を押印すること。なお、提出書類②・③・④は、右記例のように書類名を記したインデックスを付すこと。
- ・ 副本：事業者が特定できないように社名、ロゴマークの記載、押印等提案事業者が類推できる表記は一切行わないこと。
会社概要や成果物等にそれらが記載されている場合、塗りつぶし等の対応をすること。



(3) 企画提案書について

① 様式

A 4 判横・20 ページ以内とし、横書き・左綴じとする。また、正本は両面印刷とし、通しのページ番号を付けること。

② 構成

別紙仕様書（案）の内容を確認のうえ、以下内容をふまえ、提案事業者が考える企画提案書を作成すること。

- ・ 提案の趣旨、概要
- ・ メタバース区役所のプラットフォーム要件等
- ・ 業務の実施体制（業務に携わる者の氏名、役割分担、人員配置等）
- ・ 工程表（各業務、打合せ、納品等）
- ・ 今年度の構築コストの提示、次年度以降のランニングコストの提示
- ・ 過去の類似実績の経歴及びその概要

(4) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限：令和 7 年 8 月 1 2 日（火）
- ② 提出方法：経営企画部 D X 推進課デジタル戦略係に郵送で提出（期限内必着）

6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

契約候補者の選定にあたっては、選定委員会（以下、「委員会」という。）を設け、提出された書類を用いて審査し、本業務に最も適していると認められる契約候補者を選定する。なお、委員会は非公開とする。

【選定委員会構成】委員長：経営企画部長

委員：SDGs 推進部職員、生活振興部職員、福祉部職員、
子ども家庭部職員、健康部職員、教育委員会事務局職員

(2) 審査基準

評価項目		着眼点
企画提案内容	計画実現性 ・ プラットフォーム要件	・ 本業務の目的や趣旨を十分に理解し、反映された提案内容であるか。 ・ 提案内容は具体的かつ合理的で実現可能性が高いものであるか。 ・ プラットフォームの機能要件及び非機能要件は適切であるか。 ・ 障害発生時の対応（バックアップやリカバリ等）は十分であるか。 ・ セキュリティ対策は十分であるか。 ・ メタバース区役所へのアクセス状況を把握するためのアクセス解析方法は具体的であるか。 ・ 将来的な拡張性可他システムとの連携可能性は十分であるか。
	独自提案	・ 別紙仕様書（案）に記載のない内容で、本事業をより効果的に実施するための提案がされているか。
業務遂行能力	実施体制	・ 構築業務の遂行にあたり必要な人材や体制を有しており、サポート体制は適切であるか。 ・ 構築後の事業継続と運用サポートが見込めるか。 ・ 本区と連携して進めることができる最適なスケジュールとなっているか。
	過去の実績	・ 本業務を実施するうえで、十分な業務実績を有しているか。
業務経費		・ 構築コストや次年度以降のランニングコストは妥当か。 ・ 提案内容に見合う経費となっているか。

(3) 第一次審査（書類審査）

提出された提案書類を用いて、提案内容を評価するものとし、評価結果が上位の応募者を第二次審査対象事業者として選出する。第一次審査の結果は、事業者の連絡担当者に対し、個別に電話及び郵送で通知する。なお、評価結果が上位の応募者には、第二次審査の案内を通知に同封する。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

第二次審査対象事業者による企画提案内容についてのプレゼンテーションの後、質疑応答を行い、提案内容の評価を行う。算出した総合得点により、最優秀者及び次点者を選定する。最優秀者を契約候補者とし、最優秀者の辞退等の理由により協議が整わない場合は、次点者を契約候補者とする。

- ① プレゼンテーションは 20 分以内、質疑応答は 15 分以内、合計 35 分以内を予定する。
- ② 参加人数は、プロジェクトマネージャー及びプロジェクト構成員の 4 名以内とする。
- ③ プロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員が企画提案書に基づく説明を行うこと。なお、プロジェクター等の機材を使用したスライドによる説明を可とする。
- ④ プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンは区で準備するが、パソコン、その他の機材は第二次審査対象事業者において用意すること。

(5) 結果の公表

第二次審査の結果を区ホームページ上に公表する。なお、審査結果について、電話等による問い合わせには応じない。

(6) 留意事項

- ① 提案書類の提出を受けてから契約候補者の決定までの間、区は必要に応じて参加者に対し、聞き取り調査を行うことがある。
- ② この要領の公開日以降、区が提供する機会等を除き、選定委員及び選定に関係する区職員等に対して、本件提案に関する接触（質疑を含む。）はできない。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

7 参加の辞退

参加希望事業者は、5 に定める方法による申込をしてから契約候補者の決定があるまでの間、参加辞退書（様式 4）により、辞退の理由を付して、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

8 失格事由

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 上記 3 に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 上記 6 (6)②に定める接触があった場合
- (6) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 契約内容の調整等

最優秀者と詳細な仕様を協議し、確定させたいうえで契約を締結する。なお、協議が不調の場合、次点者と交渉を行う。

10 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に関する一切の費用については、参加事業者の負担とする。
- (2) 応募に必要な書類・資料等は、必要に応じて配布する。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の変更は一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (5) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとみなす。

11 担当課（問い合わせ先）

江戸川区経営企画部DX推進課デジタル戦略係

所 在：江戸川区中央1－4－1 江戸川区役所本庁舎東棟1階1番

電 話：03－5662－0326（直通）

FAX：03－3674－5884 電子メール：0735500@city.edogawa.tokyo.jp